

群馬大学大学院理工学府及び理工学部広報委員会規程

令和 5. 5.10 制定

改正 令和 6. 4. 1 令和 7. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学大学院理工学府及び理工学部に、戦略的な広報活動を行うために、群馬大学大学院理工学府及び理工学部広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 理工学部及び大学院理工学府における広報（入試広報を含む。以下同じ。）に関する戦略的施策及びその推進に関すること。
- (2) 理工学部オープンキャンパス及び各種広報イベントの企画、運営に関すること。
- (3) 各種広報物の発行に関すること。
- (4) ホームページ、SNSに関すること。
- (5) 理工学部及び理工学府の広告・宣伝及び情報発信に関すること。
- (6) 大学見学の対応に関すること。
- (7) マスコミ対応に関すること。
- (8) 地域連携、地域貢献及び社会貢献に係る事項に関すること。
- (9) 前号までの事項に係る情報収集、分析に関すること。
- (10) 前号までの事項に係る理工学部及び理工学府内の情報共有、連絡調整に関すること。
- (11) その他広報、地域連携、地域貢献及び社会貢献に係る重要事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。ただし、第2号及び第3号の委員については、プログラムの教員配置状況等により、選出数を調整することができる。

- (1) 学部長が指名する教授 1人
- (2) 物質・環境類の各プログラムから選出された教員 5人
- (3) 電子・機械類の各プログラムから選出された教員 3人
- (4) 理工学基盤部門から選出された教員 1人
- (5) 地域連携推進室員
- (6) その他学部長が指名する教員 若干人

(任 期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、必要と認めたときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 3 委員会に正の委員を置き、第3条第2号の委員1人、第3条第3号の委員1人及び第3条第4号の委員をもって充てる。
- 4 委員会に副の委員を置き、第3条第2号の委員3人及び第3条第3号の委員2人をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 副委員長（設置した場合に限る。以下同じ。）は、委員長を補佐する。
- 7 正の委員は、原則として委員会へ出席する。
- 8 副の委員は、原則として委員会への出席を必要とせず、正の委員を補佐する。
- 9 委員長に事故あるときは、副委員長又はあらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（会 議）

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び正の委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員（副の委員を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（事 務）

第7条 委員会の事務は、庶務係において処理する。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、理工学府教授会の議を経て、理工学府長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日より施行する。